

平成 26 年（2014 年） 度  
金沢大学大学院法務研究科

入学試験問題

私 法

A 日程入試

（注意）

1. 問題冊子（表紙を含む）は 3 枚です。
2. 問題冊子は指示があるまで開かないで下さい。
3. 問題冊子と下書き用紙は持ち帰って下さい。
4. 解答は、鉛筆、シャープペンシル、ペン、ボールペンのいずれで記入しても構いません。
5. 問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

平成 26 年（2014 年）度 金沢大学大学院法務研究科入学試験問題

試験科目	私法
------	----

※ 問題 1 と問題 2 の解答は、別々の解答用紙に記入してください。

問題 1

以下の事例を読んで、設問（1）及び（2）に答えなさい。なお解答の際には、条文上の根拠や必要に応じて判例の立場に言及しなさい。

甲は、医薬品の製造会社 A に 30 年近く勤務し、そこで商品の仕入れ関係の会計業務を担当していた。ところが、ある日突然に職場において、他の同僚も職場にいるにもかかわらず、甲の上司である乙から、根拠もないにもかかわらず、商品の仕入れに関して業者から不正に金品を強要していると口頭で非難され、会社を辞めるようにいわれた。甲がそのような行為をした事実はなく、またそのような証拠もなかった。

しかし、甲はそのことが原因となって会社を退職せざるを得なくなり、65 歳まで会社に勤務できたにもかかわらず、55 歳で会社を辞めざるを得ず、その後、転職先を探したが見つからず生活に困窮している。

設問（1）

甲は、乙又は A 会社に対してどのような法的手段を講じることができるか論じなさい。

設問（2）

甲は、上記（1）に基づく訴訟を裁判所に提起していたが、その訴訟係属中に病気のために死亡したとする。甲の相続人 B には、ほとんど財産がない。B に貸金債権を有する債権者丙は、その訴訟において争点となった請求権について、どのような手段を講じることができるか、論じなさい。

## 問題 2

以下の事例を読んで、設問に答えなさい。

Y株式会社（以下、「Y社」とする。）は、発行済株式総数7万株、発行可能株式総数10万株の取締役会設置会社である。Y社は、会社法上の公開会社（会社法2条5号）であるが、上場会社ではない。

Y社の取締役会は、2人の代表取締役X・Aおよび平取締役Bによって構成されていた。そして、BはAの子であった。

Xは、Y社株式を4万株保有し、A・Bは、両方で3万株保有していた。

Y社では、経営権をめぐるXとA・Bとの間に深刻な対立が生じた。

そこで、AはY社の支配権を奪取するため、取締役会の招集通知をXに対して行わないで、A・Bのみで取締役会を開催し、その決議を経て2万株の新株発行を行った（以下、「本件新株発行」とする。）。

発行された新株については、A・Bそれぞれが1万株ずつ引き受けた。本件新株発行の払込金額は、Y社の株式を時価評価した価額とほぼ同額であった。A・Bは、引き受けた新株の払込みに際して、Aの友人が代表取締役を務める甲銀行から払込金額全額にあたる金銭を借入れ（以下、「本件借入れ」とする。）、それを払込取扱銀行である乙銀行に払い込んだ。そして、本件新株発行の効力発生日の翌日、Aは、Y社の乙銀行口座から本件新株発行の払込金額全額にあたる金銭を引き出し、本件借入れの返済にあてた。

本件新株発行に関して、募集事項の公告は行われていたが、官報に掲載する方法によるものであったため、Xはその公告に気ができなかった。なお、Y社の定款には、公告方法の定めはなかった。

本件新株発行の効力発生日から1か月が経過した日に、Y社の乙銀行口座における金銭の出入りに気づいたXは、その出入りについてAに問いただした。Aは回答しなかったが、Xは、本件新株発行が行われたことに気づいた。

そこで、本件新株発行の効力発生日から2か月が経過した日に、Xは、本件新株発行について、新株発行の無効の訴えを提起した。

## 設問

本件新株発行が無効となるか否かについて、最高裁判例の立場をふまえて論じなさい。